

岩手県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月15日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 一 男

岩手県教育委員会規則第4号

岩手県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(出願の特例等)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、同条の規定により出願すべき高等学校以外の高等学校に出願することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>岩手県立盛岡南高等学校の体育コース、岩手県立不来方高等学校の体育学系、芸術学系若しくは外国語学系又は岩手県立花巻南高等学校のスポーツ健康科学学系若しくは国際科学学系を履修しようとする者</u></p> <p>(3) <u>推薦による選抜</u>により高等学校第1学年に入学しようとする者</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>第5条 <u>前条第6号</u>の規定により出願した者の入学許可は、当該高等学校の第1学年定員の100分の10の範囲内で行うものとする。ただし、第1号に掲げる数が第2号に掲げる数を超えることとなる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 当該高等学校の第1学年定員から<u>推薦</u>により選抜された者の数を減じた数</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 <u>前条第6号</u>の規定により出願した者の入学許可が高等学校の全日制の課程の普通科及び理数科の一括による選抜に係る場合にあつては、当該入学許可は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる数の合計数の範囲内で行うものとする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(出願の特例等)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、同条の規定により出願すべき高等学校以外の高等学校に出願することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>岩手県立南昌みらい高等学校の体育コース、体育学系、スポーツ科学学系、芸術学系若しくは外国語学系又は岩手県立花巻南高等学校のスポーツ健康科学学系若しくは国際科学学系を履修しようとする者</u></p> <p>(3) <u>学科の特色を踏まえた選抜</u>により高等学校第1学年に入学しようとする者</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>第5条 <u>前条第3号</u>の規定により出願した者（<u>同号の規定による選抜により選抜された者を除く。次項において同じ。</u>）及び<u>同条第6号</u>の規定により出願した者の入学許可は、当該高等学校の第1学年定員の100分の10の範囲内で行うものとする。ただし、第1号に掲げる数が第2号に掲げる数を超えることとなる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 当該高等学校の第1学年定員から<u>前条第3号の規定により出願し、同号の規定による選抜</u>により選抜された者の数を減じた数</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 <u>前条第3号</u>の規定により出願した者及び<u>同条第6号</u>の規定により出願した者の入学許可が高等学校の全日制の課程の普通科及び理数科の一括による選抜に係る場合にあつては、当該入学許可は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる数の合計数の範囲内で行うものとする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>												
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>学区名</td> <td>高等学校</td> <td>学区に属する区域</td> </tr> <tr> <td>盛岡学区</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	学区名	高等学校	学区に属する区域	盛岡学区	[略]	[略]	<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>学区名</td> <td>高等学校</td> <td>学区に属する区域</td> </tr> <tr> <td>盛岡学区</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	学区名	高等学校	学区に属する区域	盛岡学区	[略]	[略]
学区名	高等学校	学区に属する区域											
盛岡学区	[略]	[略]											
学区名	高等学校	学区に属する区域											
盛岡学区	[略]	[略]											

<u>岩手県立盛岡南高等学校</u> <u>岩手県立不来方高等学校</u> [略]		<u>岩手県立南昌みらい高等学</u> <u>校</u> [略]	
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岩手県立高等学校の通学区域に関する規則第4条、第5条及び別表の規定は、令和7年4月1日以後に岩手県立高等学校に就学（入学、転学及び転籍をいう。）する者について適用する。